

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和3年5月26日（水） 午前10時00分 ～
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 行政報告

【環境先進都市推進部】

- （1）亀岡市埋立てごみ中間処理業務について
- （2）JR各駅設置のポイ捨て防止用ごみ箱の運用状況について
- （3）旧若宮工場除却事業について

【健康福祉部】

- （1）重層的支援体制整備事業への移行準備事業について
- （2）新型コロナウイルスワクチン接種状況について

3 行政視察について

4 その他

令和3年亀岡市議会

令和3年4月28日

環境市民厚生常任委員会資料

環境先進都市推進部環境政策課

～ 次 第 ～

■令和3年度環境政策に係る取組状況について

・かめおかプラスチックごみゼロ宣言に関する取組について

・ポイ捨て対策について

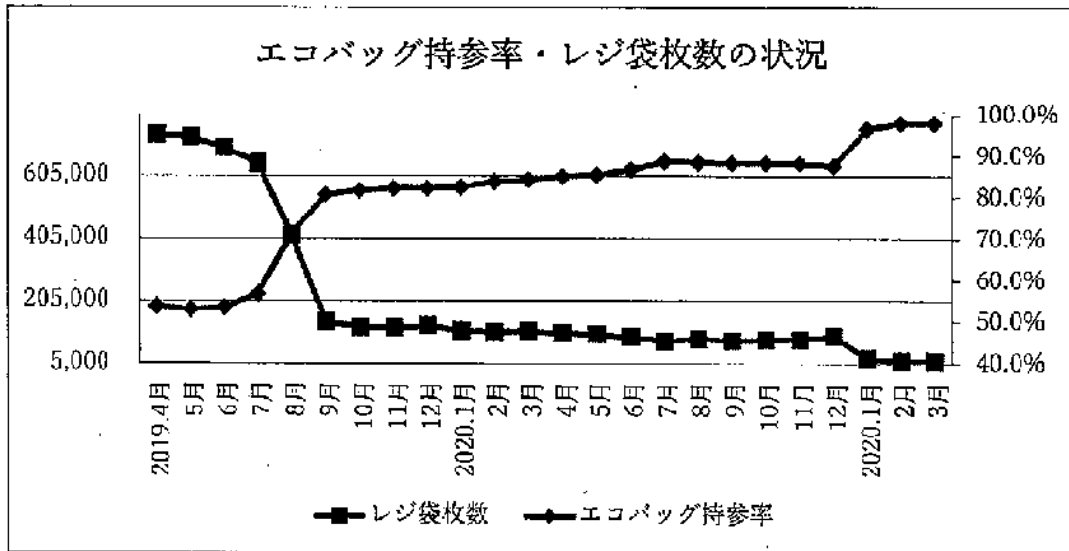
かめおかプラスチックごみゼロ宣言に関する取組について

1. レジ袋提供禁止条例関連

(1) エコバッグ持参率

2021年3月末時点で98.0%（参考：2019年4月時点では、53.8%）

※コンビニエンスストア3社の調査については、2021年3月末時点で93.3%



(2) 事業者の条例遵守の現状

プラスチック製の袋を1枚単位で販売していたコンビニエンスストアが1店舗ありましたが、現在、共同購入の紙袋を購入いただき店舗にて販売。

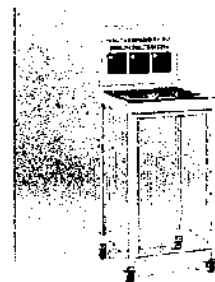
<全体の紙袋の共同購入状況>

2020年度実績で222店舗が、約26万枚購入。

<紙袋再資源化促進事業>

プラ製レジ袋の代替袋として有償で紙袋を提供頂いているところですが、この紙袋についても、ただの燃えるごみでなく、資源として循環させるためにご協力をお願いします。亀岡市が回収バスケットの購入・設置をし、各店舗には、バスケット設置場所（店頭）の提供・回収した紙袋の、資源としての排出（店舗で排出される段ボール等と同様）をしていただいています。

※設置場所は、7箇所（㈱マツモト 5店舗、西友、アミティ）



W491×D524×H1240mm

(3) 商工会議所のアンケートについて

商工会議所が4月に商工会議所会員に向けた「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」のスタートに係るアンケートを実施されました。

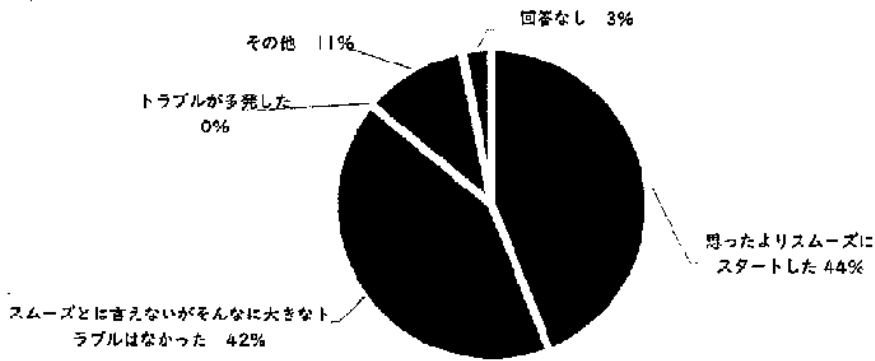
主な結果は別添のとおりです。

(4) 条例施行後の課題

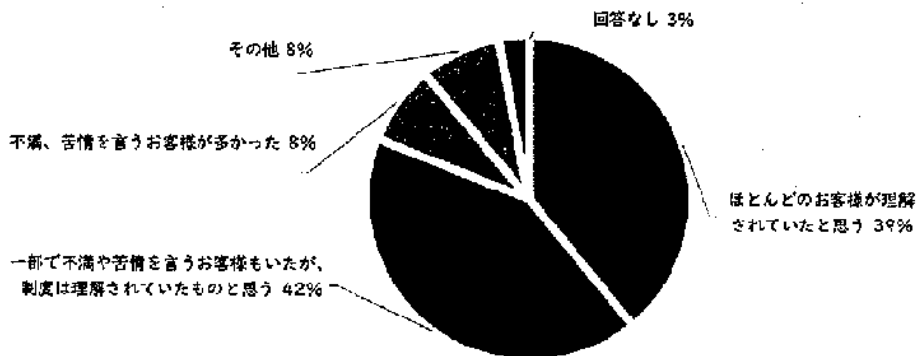
条例第14条、同施行規則第7条の規定に基づく「亀岡市プラスチック製レジ袋提供禁止審査会」の設置

上記審査会は、6月1日から施行することとなり、現在、委員の委嘱
におけ調整中しております。

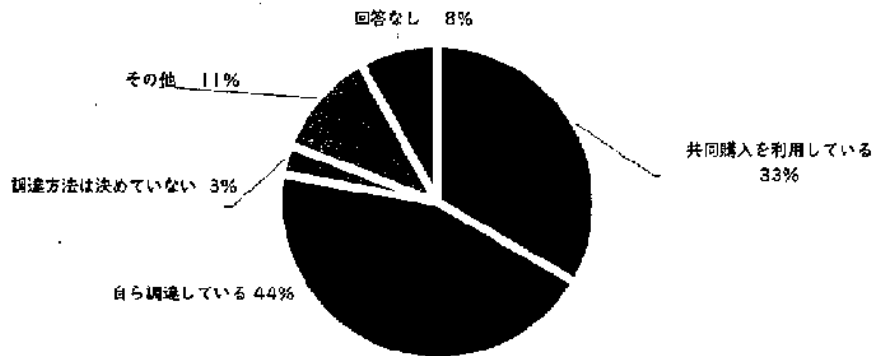
【質問】今年1月1日から、お客様へのレジ袋の提供が全面的に禁止されましたが、あなたの店舗ではこの制度のスタートはどうでしたか？



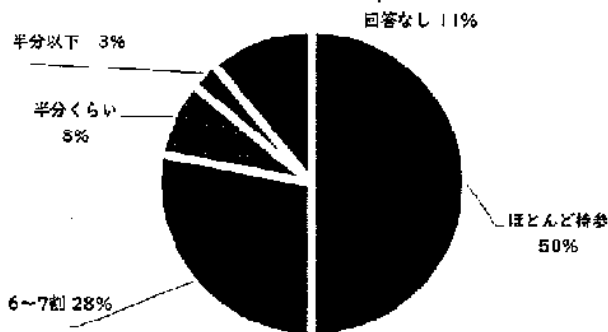
【質問2】お客様の反応はどのようなものでしたか？



【質問3】レジ袋の代替品である紙袋の調達はどうにされていますか。



【質問4】お客様のマイバッグやエコバッグの持参の割合はどの程度ですか。



リバーフレンドリーレストランプロジェクト

(River Friendly Restaurants) プラスチック削減プロジェクト

◎ SURFRIDER FOUNDATION《海岸環境の保護を行う国際環境NGO》と連携した日本初の
使い捨てプラスチック削減プロジェクト



登録店舗数: 10店舗

2021年4月20日現在

『River Friendly Restaurants』認定基準

- ①発泡スチロール容器は使用しない。
- ②ごみの減量と適切なリサイクルに取り組む。
- ③店舗内での商品の提供には、使い捨て食器等を使用しない。
- ④テイクアウト時の紙袋やカトラリー類は、顧客の要望があった場合にのみ提供する。
- ⑤紙ストローは顧客が希望した場合にのみ提供する。
- ⑥無料でマイボトルに給水できる。

2021年3月15日募集開始

いつでも、どこでも「亀岡の美味しい水」プロジェクト

『マイボトル持参』・『ペットボトルごみの削減』へのアプローチ

公共施設へのボトル型給水器の設置 公共施設7か所

アクション

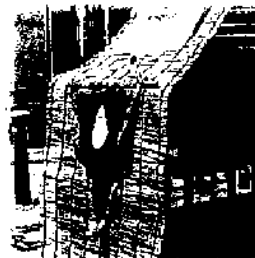


アクション

2021年3月

1日募集開始
市内の店舗と連携した
給水スポットづくり

マイボトルへの給水サービスをして
いただける 市内店舗を亀岡のおいし
い水の給水スポットとして活用『い
つでも、どこでも』おいしい水が飲
める拠点づくり



登録店舗数
17店舗

2021年4月20日現在

アクション

アプリで水を探すという新しいライフスタイルの実践



ポイ捨て対策について

2021.4.28 環境政策課

1 ポイ捨て監視体制

(1) ポイ捨て等禁止指導員の配置

亀岡市ポイ捨て等禁止条例第14条(過料)の施行(令和3年4月1日)に併せ、ポイ捨て等禁止指導員を配置しました。

- ア 体制 2名(会計年度任用職員)
- イ 監視日 月曜日、水曜日、金曜日 午前9時30分～16時15分
※勤務時間を振り替え、早朝監視も適宜行っています。
- ウ 監視場所 ポイ捨て防止重点地域(JR各駅及びトロッコ亀岡駅周辺)
- エ その他 路上喫煙禁止及び駅前駐車スペースの監視を併せて行っています。

(2) 全職員体制でのポイ捨て監視

勤務時間中やイベント開催時においてポイ捨てを発見した際に、禁止指導を行います。

- ア 従事者 亀岡市全職員
- イ 監視場所 市内全域
- ウ その他 条例に基づく措置命令等は、ポイ捨て等禁止指導員(13名/環境政策課職員を含む)が対応します。

2 清掃活動及び啓発活動

(1) かめおか環境デー

亀岡市ポイ捨て等禁止条例第13条の規定に基づく「かめおか環境デー」関連イベントを開催します。

- ア 開催日 令和3年5月30日(日)
- イ 開催内容 清掃活動及び啓発活動等
※詳細は検討中です。
- ウ その他 当日は、亀岡ロータリークラブが開催する「夢はぐくみ事業(環境講演会、清掃活動等)」と連携した活動を展開します。

(2) エコウォーカー

今年度も引き続きエコウォーカーを募集し、活動の輪を広げます。

- ア 登録者数 259名(令和3年4月22日現在)
- イ 募集者数 300名(登録希望者数に応じて増加)

(3) 啓発看板

自治会等と協力し、ポイ捨て多発箇所に啓発看板を設置します。

環境市民厚生常任委員会資料

市民生活部

令和3年4月

目 次

資料 1	1
------	-------	---

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分
報告について

(保険医療課)

資料 2	15
------	-------	----

亀岡市税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告に
ついて

(税務課)

事務連絡
令和3年3月12日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
総務主管部（局）
国民健康保険税主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料（税）の減免等について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和2年5月1日付け保国発 0501 第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「令和2年5月1日通知」という。）に基づいて行う減免措置について財政支援を行っているところです。

今般、令和3年度における取扱いとして、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分の保険料（税）の減免を行った場合について、下記の通り減免に要する費用を特別調整交付（補助）金の財政支援の対象とすることとしますので、貴管内の保険者への周知等よろしく願いいたします。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、申請者が直接窓口に来ていただかなくても済むよう、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法もご検討いただくようお願いいたします。

記

I 財政支援の対象となる保険料（税）の取扱い

- 1 国庫補助の対象となる保険料（税）減免の基準については、追って特別調整交付（補助）金の交付基準を通知することとしているが、具体的な基準及びその概要は別紙1及び別紙2のとおりとする予定であること。

- 2 財政支援の割合については、追って特別調整交付（補助）金の交付基準を通知することとしているが、その概要は以下のとおり。

(市町村)

別紙1の基準に該当する被保険者に対して、令和3年度分の保険料（税）であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合は、次のとおり、当該市町村における保険料（税）減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額を、特別調整交付金で財政支援する予定であること。

別紙1の基準に該当する被保険者に係る令和2年度相当分の保険料（税）額であつて、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、令和3年度の特別調整交付金により、令和3年度分の保険料（税）と同様の財政支援を予定していること。

- (1) 保険料（税）減免総額（令和3年度分の保険料（税））が、市町村調整対象需要額の3%以上である場合
保険料（税）減免総額の10分の3相当額
- (2) 保険料（税）減免総額（同上）が、市町村調整対象需要額の1.5%以上3%未満である場合
保険料（税）減免総額の10分の4相当額
- (3) 保険料（税）減免総額（同上）が、市町村調整対象需要額の1.5%未満である場合
保険料（税）減免総額の10分の2相当額

(国保組合)

別紙2の基準に該当する被保険者に対して、令和3年度分の保険料であつて、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来する保険料の減免を行った場合は、その10分の4相当額を特別調整補助金で財政支援する予定であること。

別紙2の基準に該当する被保険者に係る令和2年度相当分の保険料額であつて、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に納期限が到来するものについても、令和3年度の特別調整補助金により、令和

3年度分の保険料と同様の財政支援を予定していること。

- 3 保険料（税）の減免については、各保険者が条例又は規約に基づき行うものであり、本事務連絡に基づく減免について現行の条例又は規約に対応する規定がない場合は、条例又は規約の整備が必要となること。
- 4 減免対象期間中に既に徴収した保険料（税）がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。

II 保険料（税）の徴収猶予の取扱い

国民健康保険において、特別な理由がある者については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づき条例若しくは規約の定めるところにより、又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の規定に基づき保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされている。

これらを踏まえ、各保険者において、暫定賦課による保険料（税）納付が困難な令和2年5月1日通知に基づく保険料（税）減免の対象者等に対して、令和2年所得に基づく令和3年度における保険料（税）賦課額が確定するまでの期間の保険料（税）について、徴収猶予の対応をいただくなどご配慮いただきたいこと。

(別紙1)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による市町村
保険者の国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、市町村の国民健康保険に加入している被
保険者の属する世帯に係る保険料(税)について、市町村が条例に基づいて行
った減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料(税)の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った世
帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基
準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤
な傷病を負った世帯 全部

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、
不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少
が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する世帯

【要件】

i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、
損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事
業収入等の額の10分の3以上であること。

ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)
第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国
民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定
する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の
2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の
金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下で
あること。

iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等
に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険料(税)額に、【表2】の前年の合計所得
金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額($(A \times B / C) \times (d)$)

【減免額の計算式】

$$\text{対象保険料（税）額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料（税）減免額} \\ (A \times B / C)$$

【表1】

対象保険料（税）額 = $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額
B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料(税)額の全部を免除すること。

(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料(税)軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料(税)軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料(税)の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料(税)の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定すること。

ア. 【表1】のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料(税)軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ. 【表2】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料(税)軽減制度による軽減前の所得を用いること。

(2) 減免の対象となる保険料（税）

減免の対象となる保険料（税）は、令和3年度分の保険料（税）であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。）が設定されているものとする。

3 保険料（税）の減免に要する費用に対する財政支援について

特別調整交付金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

(1) 4方式を採用している市町村の場合、条例に基づいて固定資産税の課税免除を実施した場合の保険料（税）の資産割の減収分についても交付対象とすること。

(2) この取扱いは、令和3年度までとすること。

(別紙2)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険組合の国民健康保険料の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）に加入している組合員について、国保組合が規約に基づいて行った減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料の減免額は、次の①から③までのいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯 全部

※ 「主たる生計維持者」が国保組合の組合員であり、組合員の死亡により世帯全員が資格を喪失する場合は、保険料減免の対象とならないが（新たに加入する医療保険において減免の対象となりうる。）、当該国保組合の被保険者以外の者が主たる生計維持者である場合は、保険料減免の対象となりうる。

② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯 全部

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの減少が見込まれ、当該減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額。以下同じ。）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である世帯

組合員の事業収入等に係る減少率（組合員の事業収入等の減少額を前年の当該事業収入等で除して得た割合）に応じた次の表の各区分に掲げる減額又は免除の割合

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」について

令和2年4月7日
閣議決定

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を別紙のとおり定める。

【表】

減少率	減額又は免除割合
5/10以上	全額
5/10未満4/10以上	3/4
4/10未満3/10以上	2/4

(2) 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものとする。

3 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について

特別調整補助金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

この取扱いは、令和3年度までとすること。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

令和2年4月7日

目次

第1章 経済の現状認識と本経済対策の考え方	1
Ⅰ. 経済の現状認識	1
Ⅱ. 経済対策の考え方	3
第2章 取り組む施策	7
Ⅰ. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	7
1. マスク・消毒液等の確保	8
2. 検査体制の強化と感染の早期発見	9
3. 医療提供体制の強化	10
4. 治療薬・ワクチンの開発加速	14
5. 帰国者等の受入れ体制の強化	15
6. 情報発信の充実	16
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力	16
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	17
Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続	18
1. 雇用の維持	18
2. 資金繰り対策	19
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	21
4. 生活に困っている世帯や個人への支援	23
5. 税制措置	24
Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	26
1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント 事業等に対する支援	27
2. 地域経済の活性化	27

い猶予など柔軟な措置の検討要請¹⁷の周知（国土交通省）

- ・ 旅客自動車運送事業者の事業継続に資する道路運送法等の柔軟な運用（国土交通省）

等

4. 生活に困っている世帯や個人への支援

感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために必要な資金を迅速に交付する新しい給付金制度を創設する。具体的には、世帯主の月間収入（本年2月～6月の任意の月）が、①新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準となる低所得世帯や、②新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準の2倍以下となる世帯等を対象として、1世帯当たり30万円の給付を行う。給付に当たり、収入状況を証する書類等を付して市町村に申請を行うこととなるが、市町村の事務負担を考慮するとともに、文化芸術をはじめとする業態の特殊性も含め、申請者の事務負担を考慮して、可能な限り簡便な手続とする。あわせて、オンライン申請受付等のシステム整備を行う。その際、マイナンバーカードの活用等、迅速な給付システムについて検討を行う。また、子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。これらの給付金について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置等を講ずる。

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民

¹⁷「新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（依頼）」（令和2年3月31日国土交通省）。

健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。

また、収入の減少により生活に困窮されている方に対する緊急小口資金等の特例を継続的に実施する観点から必要な予算を確保する¹⁸。

- ・ 生活に困っている世帯に対する新たな給付金（生活支援臨時給付金（仮称））（総務省）
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金（内閣府）
- ・ 国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援（厚生労働省）
- ・ 収入が下がった方に対する国民年金保険料の免除（厚生労働省）
- ・ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の継続（厚生労働省）
- ・ 住居確保給付金の支給対象見直しによる支援の拡充（厚生労働省）
- ・ 奨学金や授業料の減免を通じた支援（文部科学省）
- ・ 未払賃金立替払の迅速・確実な実施（厚生労働省）
- ・ セーフティネット住宅の家賃低廉化など住まいの確保支援（国土交通省）
- ・ 自殺リスクの高まりに対応するためのSNS相談事業等の拡充（厚生労働省）
- ・ 配偶者暴力の深刻化に対応するための相談体制の拡充（内閣府）
- ・ 法的トラブル解決に向けた法テラスによる支援の充実（法務省）
- ・ 消費生活センター等における相談体制の強化（消費者庁）

等

5. 税制措置

新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影

¹⁸ まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、二人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月間貸し付けることで対応（合計80万円）するとともに、償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できることとする。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免基準

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯・・・全部
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯

【要件】

- i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。
- ii 世帯の主たる生計維持者の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。
- iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

【減免額の算定】

【表 1】で算出した対象保険料（税）額に、【表 2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額（ $A \times B / C$ ） \times （d）

【減免額の計算式】

$$\text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額} (A \times B / C)$$

【表 1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額）
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
300 万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1000 万円以下であるとき	10 分の 2

（注 1） 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除

（注 2） 非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を 100 分の 30 とみなすことにより当該保険料の軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料の減免は行わない。

地方税法等の一部を改正する法律の概要

総務省

1 固定資産税等

- ◎ 固定資産税（土地）の負担調整措置 ※ 都市計画税も同様。
 - 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続。
 - その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずる。
- ◎ 不動産取得税の特例税率等
 - 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を3年延長。
 - 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長。

2 車体課税

- ◎ 環境性能割の税率区分の見直し
 - 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずる。
- ◎ 環境性能割の臨時的軽減の延長
 - 環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- ◎ グリーン化特例（軽課）の見直し
 - グリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で2年間延長する。

3 個人住民税

- ◎ 住宅ローン控除
 - 今回の所得税における措置（控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長等）の対象者についても、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。

令和3年4月28日
環境市民厚生常任委員会

－ 提出資料 －

- (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金事業について

- (2) ガレリアあそびの森整備事業について

こども未来部

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

(1) 支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
② ①以外の住民税非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）

※②の対象となる児童の範囲は①と同じ

（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

(3) 実施主体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）

及び福祉事務所設置町村

その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）

(5) 予算額

2, 175億円（事業費1, 895億円、事務費280億円）

※令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

(6) スケジュール

① 低所得のひとり親世帯：令和3年4月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り5月までに支給（申請不要）

※ 直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給（要申請）

② その他低所得の子育て世帯：今後、対象世帯の把握方法や支給方法等の実務について自治体と調整を行い、

直近の所得情報の判明以降可能な限り速やかに支給

(2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

(4) 費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。
- ※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、別途、支給を実施する方策を検討中。

1. 対象者

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

2. 給付額

児童1人当たり一律5万円

3. 実施主体

都道府県、市（特別区を含む）
及び福祉事務所設置町村

4. 費用

全額国庫負担（10/10）
※事務費についても全額国庫負担

5. 予算額（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分との合計）

2,175億円（事業費1,895億円、事務費280億円）
※令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

6. スケジュール

- ①の対象者には可能な限り5月までに支給（申請不要）
- ②・③の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る
支給見込者数等

【ひとり親世帯分】

(支給見込者数)

812世帯(対象児童数 1,237名)

(支給見込額)

61,850,000円

(支給日)

① 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人(申請不要)

令和3年5月11日(火)予定

② ①以外の対象者

令和3年6月以降順次

【その他低所得の子育て世帯分】

(支給見込者数(想定))

300世帯(対象児童数 700名)

(支給見込額)

35,000,000円

(支給日)

未定

ガレリアあそびの森整備事業について

【かめまるランド】(屋内あそびば)

- (1) 整備面積：約595㎡
- (2) 整備概要：大型遊具をはじめとした各種遊具、知育玩具、絵本などを、子どもの成長段階に合わせてエリアごとに配置
- (3) 整備金額：36,000,000円
財源：企業版ふるさと納税 36,000,000円
※寄付者：小城製菓株式会社
- (4) 工期：令和2年7月15日～令和2年12月31日
- (5) 整備業者：株式会社ポーネランド大阪営業所
- (6) その他：令和2年12月21日オープン

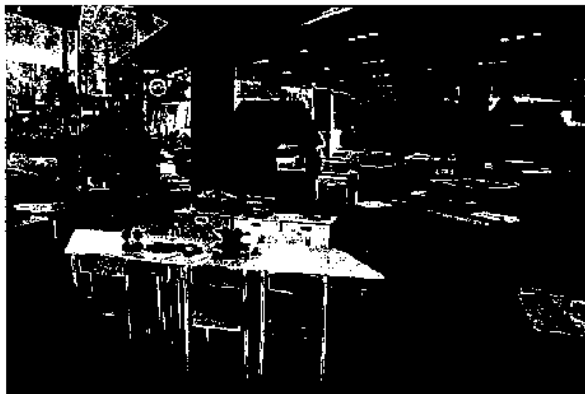
【あおぞらひろば】

- (1) 整備面積：約1,534㎡
- (2) 整備概要：砂場や大型遊具などの外でのあそび環境を整備するとともに様々な世代が集い、憩うことができる環境を整備
- (3) 整備金額：42,834,000円
財源内訳：京都府補助金 28,556,000円(府2/3)
一般財源 14,278,000円
- (4) 工期：令和3年1月13日～令和3年3月31日
- (5) 整備業者：株式会社ポーネランド大阪営業所

【芝生ひろば】

- (1) 整備面積：約900㎡
- (2) 整備概要：既存の大型遊具と連携する、人型のネット遊具1基を設置
- (3) 整備金額：16,036,900円
財源内訳：一般財源
- (4) 工期：令和3年2月15日～令和3年4月30日
- (5) 整備業者：株式会社近畿産業

別紙あり



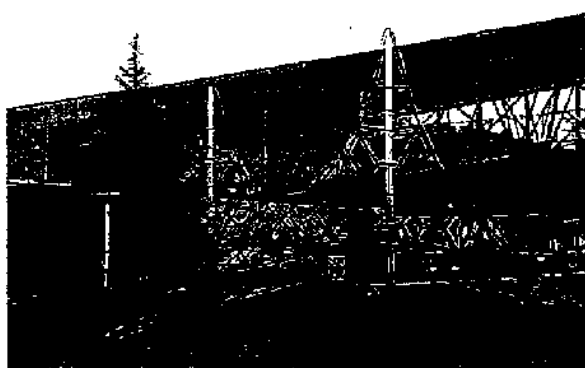
【かめまるランド】

天候を気にせず、興味や意欲に合わせ思う存分遊べる主に小学生前までの児童向けの屋内あそびばです。



【あおぞらひろば】

周囲の山並みや四季折々の自然を丸ごと体感しながら遊べる、主に小学生までの児童向けの屋外あそびばです。



【芝生ひろば】

ピラミッド型の次世代ジャングルジム、「ザイルクライミング」で体力やバランス感覚を養えるあそびばです。

行政視察検討資料

●候補地参考事例

No.	都道府県	自治体名	人口 (万人)	面積 (km ²)	取組事例
1	東京都	江東区	52	42.99	ペットボトル回収機の設置について
2	東京都	港区	25	20.37	子どものための離婚前後の親への支援について
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					